

事前開示書面

株式会社ピーエイ（以下、「当会社」という。）は、新設分割の方法によって新たに設立する株式会社新潟インカネイト（以下、「新設会社」という。）に、当会社の地域創生本部新潟事業部の事業（以下、「分割事業」という。）に関する権利義務を承継させる会社分割（以下、「本件分割」という。）に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第205条の規定に従い、以下の事項を記載した書面を備え置きます。

1. 新設分割計画の内容

別紙のとおりです。

2. 会社法第763条第1項第6号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

(1) 新設会社が本件分割に際して当会社に対して交付する新設会社の株式の数の相当性に関する事項

本件分割により、新設会社は、普通株式3万株を新たに発行し、その全てを当会社に割当交付することといたしました。

当会社は、本件分割に際して新設会社が発行する全ての株式を取得することとなりますので、本件分割により当会社の純資産には変動がなく、新設会社が交付する株式の数については、当会社が任意に定めることができると解されますところ、本件分割の目的に鑑み、当会社の完全子会社となる新設会社の適正かつ効率的な管理を行う上で、新設会社の株式1株当たりの純資産（簿価）額が適正な水準となるよう配慮した結果、上記の数をもって相当であると判断いたしました。

(2) 新設会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

新設会社の資本金及び準備金の額につきましては、資本金の額を金3000万円、資本準備金の額を金0円、資本剰余金の額を金0円とすることといたしました。

新設会社の資本金及び準備金の額の決定にあたっては、機動的かつ柔軟な資本政策を実現可能にすることを目的として、また、本件分割により新設会社が承継する権利義務の内容、新設会社の事業内容及び事業規模等を考慮し、上記の額をもって相当であると判断いたしました。

3. 当会社において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容 該当する事項はありません。

4. 債務の履行の見込みに関する事項

(1) 当会社

当会社は、新設会社が当会社より承継する分割事業に関する権利義務の対価として、新設会社が発行する株式の全部の交付を受けることから、本件分割による当会社の純資産の変動はありません。

また、当会社の本件分割後の収益状況に関して、当会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在のところ予想されておりません。

よって、本件分割後においても、当会社の債務の履行の見込みに問題ないと判断しております。

(2) 新設会社

本件分割後における新設会社の収益状況について、新設会社の負担する債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

したがって、本件分割によっても、新設会社の負担する債務の履行の見込みについては特段の支障がないと判断しております。

以上

令和6年7月19日

福島県双葉郡楢葉町大字北田字上ノ原27番地95

株式会社ピーエイ

代表取締役 加藤 博敏



会社実印